

## その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響をあたえることはありません。
- この保険では、契約者貸付・保険料の自動振替貸付はお取扱いしておりません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかったり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎0120-555-835

受付時間 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命のカスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命の

# メディカル Kit NEO

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型) [無配当]



2021年1月

## あんしん生命のお客さまへのサービス

この保険にご契約のお客さま・ご家族は無料<sup>(注)</sup>でご利用いただけます。

### メディカルアシスト(各種医療サービス) ☎0120-363-992

#### 緊急医療相談 / 一般の健康相談 24時間 365日対応

・急に激しい頭痛。  
どうしたらいいの…  
・もらった薬の副作用が  
知りたい。



#### 医療機関案内 24時間 365日対応

旅行先で急病!  
最寄りの病院を  
知りたい!!



#### 転院・患者移送手配 24時間 365日対応

出張先で倒れ入院。  
自宅近くの病院に  
転院したい…



(注) 転院・移送の実費に  
ついてはお客さまのご負担となります。

#### 予約制 専門医相談 事前にご予約ください

持病の腰痛が気になる。  
良い治療法は  
ないかな…



#### がん専用相談窓口 事前にご予約ください

抗がん剤を投与する予定。精神的にも体力的にも不安…  
がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。さらに、がんと闘う患者さまとご家族の心の問題にも対応します。  
「メディカルソーシャルワーカー」とは、医療機関において、患者さまご本人やご家族の抱える心理・社会・経済的な問題に対して、課題解決への援助を行う専門職です。



### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎0120-633-877 受付時間 平日9:30～17:30  
(土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。)

(注) 人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。  
医療機関・検診内容によっては、割引が適用されない場合があります。

### がんお悩み訪問相談サービス

☎0120-363-992  
予約受付 24時間365日対応

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは、東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービスのチラシをご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえお申込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について  
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

\*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社



TOKIO MARINE  
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005  
https://www.tmn-anshin.co.jp/

カスタマーセンター  
<商品についてのご案内>  
☎0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関するご相談>

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## 重要事項説明書 兼 パンフレット

### ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### ご注意ください

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

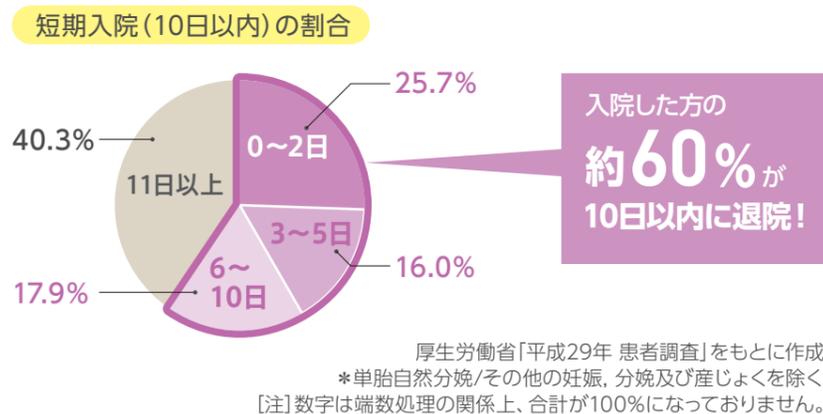
引受保険会社

東京海上日動あんしん生命

# あなたが医療保険に求めるものは何ですか？

**短期の入院にも手厚く準備しておきたいわ。**

入院した方の約60%が**10日以内**に退院しています。



短期の入院でも、治療費だけでなく**さまざまな費用**がかかります。

入院時にかかる諸費用(1日あたり)

差額ベッド代 平均 **6,354円**  
厚生労働省 中央社会保険医療協議会「令和2年 主な選定療養に係る報告状況」

雑費\* 平均 **8,250円**  
エフピー教育出版「平成30年サラリーマン世帯生活意識調査」

入院の長さにかかわらず、**治療費以外の負担**に対する準備も必要です。

※着替えや洗面用具など身の回りのもの、見舞いに来る家族の交通費等の費用。

**初期入院保障特則**なら、1~9日間の短期入院でも、一律10日分の入院給付金をお受取りいただけます。  
くわしくはP.7

**女性特有の病気にも保障が充実してほしいわ。**

女性には、**女性特有の病気**の**リスク**があります。

女性特有の病気ってどんなもの？

女性特有の病気	女性に多い病気	女性特有のがん
<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳房・子宮・卵巣の良性新生物</li> <li>●子宮頸(部)の上皮内がん</li> <li>●子宮筋腫</li> <li>●卵巣のう腫</li> <li>●流産</li> <li>●妊娠・分娩の合併症など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バセドウ病</li> <li>●鉄欠乏性貧血等の貧血</li> <li>●下肢の静脈瘤</li> <li>●胆石症</li> <li>●胆のう炎</li> <li>●腎結石および尿管結石</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳がん</li> <li>●子宮がん</li> <li>●卵巣がんなど</li> </ul>

女性疾病保障特約の対象となる特定疾病についての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

**子宮筋腫は20代過ぎからかかる可能性が!**  
子宮筋腫は子宮にできる良性の腫瘍です。

子宮筋腫の年齢別総患者数

子宮筋腫は**20代過ぎから発症し、30代から急増**します。

厚生労働省「平成29年 患者調査」

**女性も多い脳血管疾患**  
くも膜下出血の患者数

実は**男性より女性の方がくも膜下出血にかかりやすい**のです。

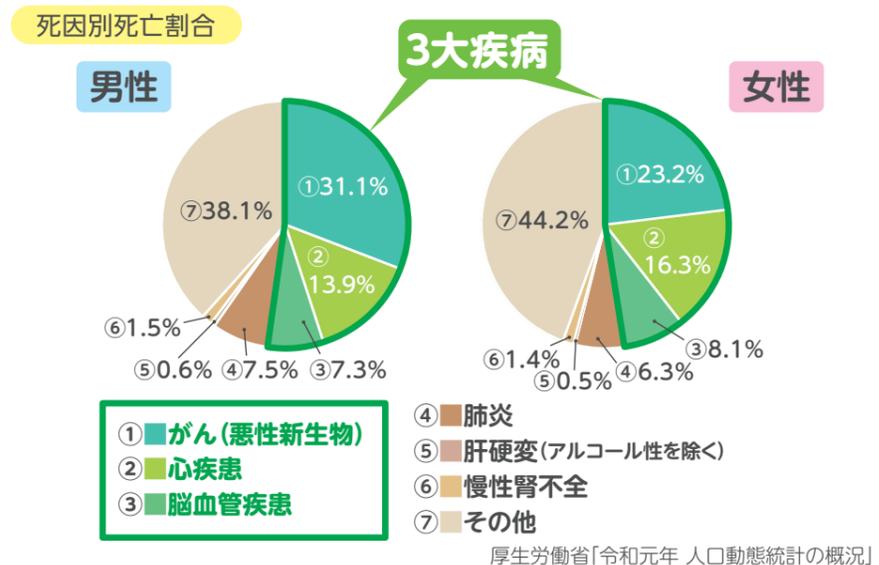
約**2倍**

厚生労働省「平成29年 患者調査」

**女性疾病保障特約**なら、女性特有の病気や3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)にも手厚く保障します。  
くわしくはP.7

**3大疾病になったときに備えたいな。**

**3大疾病**(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)は**他人事**ではないかもしれません。



意外と知らない「**心疾患**」ってどんな病気？

「心疾患」とは心臓に起こる病気の総称で、心臓に何らかの障害が起きて、血液が正常に循環しないことによって引き起こされる病気のことです。

「心疾患」患者数の内訳(高血圧性心疾患を除く)

厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに作成

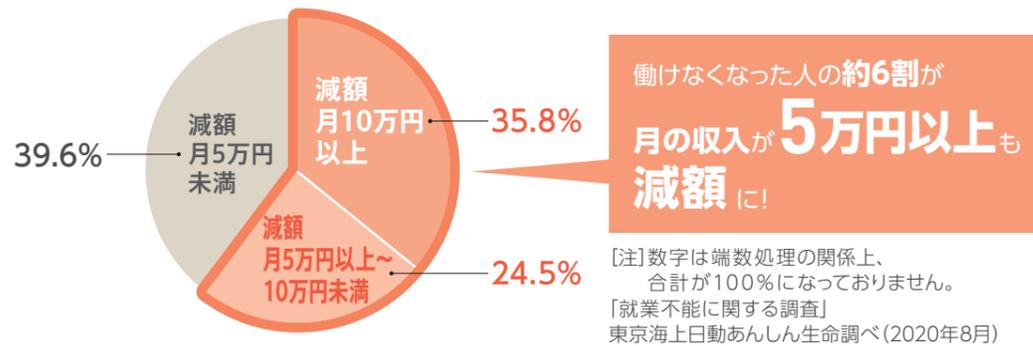
**特定疾病保険料払込免除特則**なら、悪性新生物と診断確定されたときや、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患で所定の治療を受けた場合、以後の保険料はいただきません。  
くわしくはP.7

# あなたが医療保険に求めるものは何ですか？

治療費だけではなく、働けなくなったときの生活費などにも備えておきたいわ。

働けなくなったことにより収入が減ってしまうかもしれません。

働けなくなったことで減った収入額

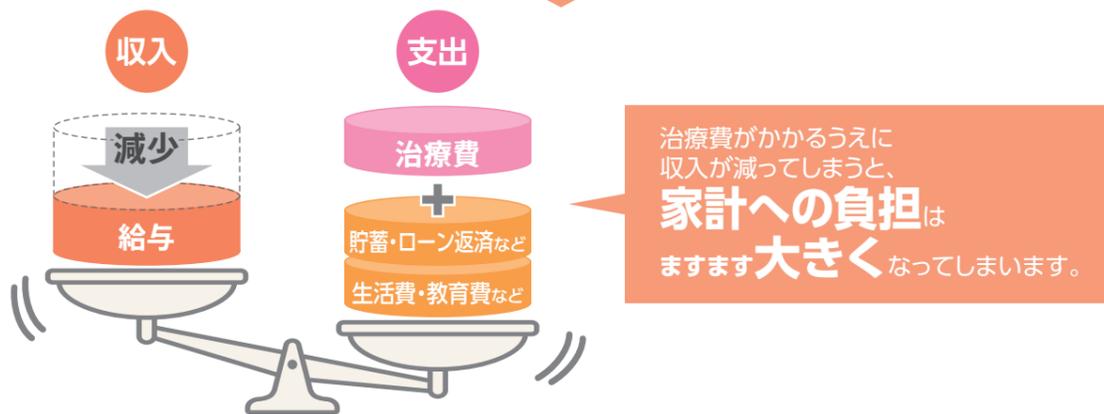


さらに、働けなくなったあと復職しても働けなくなる前と比べて

同じようには働けない **55.6%**      収入が元に戻らない **24.1%**

つまり

「就業不能に関する調査」  
東京海上日動あんしん生命調べ(2020年8月)



重度5疾病・障害・重度介護保障特約なら、お給料のように毎月給付金をお受取りいただけます。

くわしくはP.8

万一のときにかかる費用の準備をしておきたいな。

葬儀費用について考える必要があります。

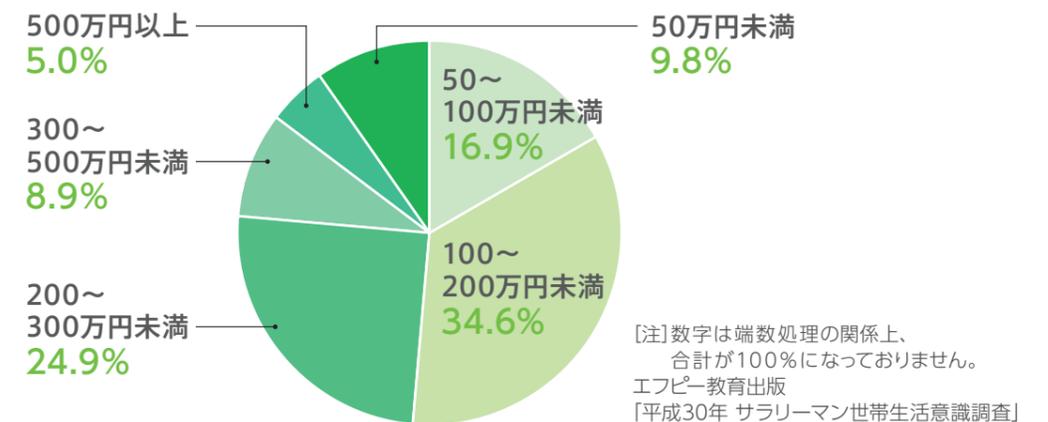
葬儀費用の内訳と合計額

通夜からの飲食接待費	30.6万円	葬儀一式費用	121.4万円	寺院への費用	47.3万円
------------	--------	--------	---------	--------	--------

[注] 葬儀一式費用: 病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、会葬御礼、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料。  
寺院への費用: お経料、戒名料、お布施。  
(一財)日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査」(平成29年1月)

お墓についても考える必要があるかもしれません。

お墓代として必要と思われる費用(予想額)



その他考えられる万一のときにかかる費用は？

- 一人暮らしで賃貸住宅に住んでいる場合の片づけ(遺品整理)費用
- お車を所有されている場合で引き取り手がない場合の廃車費用 など

死亡保険金をお支払いするタイプなら、万一のときも保障します。

くわしくはP.5

# メディカルKit NEOの保障内容

保障内容の詳細については、

**P.11** 契約概要「**3** 主契約の概要、保険金額・給付金額等について」をご覧ください。

どんなとき		保険金・給付金・特則・特約等の種類	Aタイプ 10,000円の場合	Bタイプ 5,000円の場合	Cタイプ 3,000円の場合 <sup>(※1)</sup>	保険金・給付金等についてのご注意事項
主契約	病気やケガで 所定の入院を されたとき	疾病入院給付金・ 災害入院給付金	日額 10,000円	日額 5,000円	日額 3,000円	1日目(日帰り入院)からお支払い 1入院60日/通算1,095日まで *初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた 給付金は重複してお支払いしません。
	公的医療保険制度の 給付対象となる所定の 手術・放射線治療を 受けられたときや 骨髄等の採取術を 受けられたとき	手術給付金  放射線治療給付金	手術の種類により、1回につき 5万円、10万円、20万円、40万円  1回につき 100,000円	手術の種類により、1回につき 2.5万円、5万円、10万円、20万円  1回につき 50,000円	手術の種類により、1回につき 1.5万円、3万円、6万円、12万円  1回につき 30,000円	
	死亡されたとき	死亡保険金 (死亡保険金をお支払いするタイプに ご契約の場合 <sup>(※2)(※3)</sup> )	1,000,000円	500,000円	300,000円	
	入院日数が1日以上 9日以内の 入院をされたとき <small>くわしくは P.7</small>	初期入院保障特則 (疾病入院給付金・ 災害入院給付金)	1回の入院につき 100,000円	1回の入院につき 50,000円	1回の入院につき 30,000円	1回につき10日を通算支払日数に算入
特則	★選べるオプション 3大疾病により、 所定の治療等を 受けられたとき <small>くわしくは P.7</small>	特定疾病保険料払込免除特則 (保険料の払込み免除)	将来の保険料の払込み免除			*3大疾病とは、がん(悪性新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、 脳血管疾患をいいます。上皮内新生物は対象外です。 *主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までで がんに関する不担保期間とします。

(※1) 契約年齢が60歳以上で、かつ保険期間・保険料払込期間が終身の場合のみご選択いただけます。

(※2) 死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、特定疾病保険料払込免除特則・特定悪性新生物保険金

(※3) この保険の死亡保険金は、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより、一般的な死亡保険より割安  
ません。この保険の死亡保険金部分と解約返戻金のある東京海上日動あんしん生命の死亡保険(終身保  
ご覧ください。

★選べるオプション さらにお客様のニーズに合わせて、特約をお選びいただけます。

特約	「入院前後の通院に 備えたい」	「女性特有の病気や 3大疾病を含む 特定の病気に 手厚く備えたい」	「先進医療を 受けたときの 高額な医療費負担に 備えたい」	「就業不能や障害状態・ 要介護状態に なったときに 備えたい」	「がんと診断された 場合の保障を 準備したい」	「長期にわたり 高額となりがちな 抗がん剤治療に 備えたい」	「3大疾病で 入院した場合の 保障を入院日数の 制限なく準備したい」	「長引く生活習慣病の 治療に備えたい」	「死亡保険金を がんの治療に 活用したい」
	通院特約 <small>くわしくはP.7</small>	女性疾病保障 特約 <small>くわしくはP.7</small>	先進医療特約 <small>くわしくはP.7</small>	重度5疾病・ 障害・重度介護 保障特約 <small>くわしくはP.8</small>	がん診断 特約 <small>くわしくはP.8</small>	抗がん剤治療 特約 <small>くわしくはP.8</small>	3大疾病入院 支払日数 無制限特約 <small>くわしくはP.8</small>	特定治療支援 特約 <small>くわしくはP.8</small>	特定悪性新生物 保険金前払特約 <small>くわしくはP.8</small>



- 死亡保険金をお支払いしないタイプのご契約で、被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻
- 主契約の保険期間は終身、保険料払込期間は終身・60歳・65歳のいずれかとなります。特約の保険期間・保険料払込期間
- 募集代理店等によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細については、取扱者/代理店にご確認ください。
- 法令により、お客様の勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や加入できる特約や保険金・給付金額等が制限

前払特約をあわせて付加する必要があります。

な保険料で、終身の死亡保障を提供するものです。保険料払込期間中は、この保険の死亡保険金部分を含めて解約返戻金はありません。この保険の死亡保険金部分と解約返戻金のある東京海上日動あんしん生命の死亡保険(終身保  
険)との比較は、**P.31** 注意喚起情報「**12** 死亡保険金をお支払いするタイプのご契約に際してご注意いただきたいこと」を

金をお支払いします。は **P.7,8** 「メディカルKit NEOの特則・特約について」をご覧ください。

される場合があります。

# メディカルKit NEOの特則・特約について

●保障内容およびがんの不担保期間の詳細については、  
**P.11** 契約概要「**3** 主契約の概要、保険金額・給付金額等について」、**P.13** 「**4** 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について」をご覧ください。  
 ●特約の更新については、  
**P.22** 契約概要「**8** 特約の自動更新について」をご覧ください。

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

特則・特約名	保障内容						
<b>初期入院保障特則</b> 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	<b>「短期の入院にも手厚く準備しておきたい」</b> ●1～9日間の短期入院でも、一律10日分の入院給付金をお受取りいただけます。 ・1回の入院日数が1日以上9日以内の場合、主契約の入院給付金のお支払額が一律10日分(入院給付金日額×10)となります。 ・初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた主契約の入院給付金は重複してお支払いしません。 <b>10日分の入院給付金</b>						
<b>特定疾病保険料払込免除特則</b>	<b>「3大疾病になったあとの保険料負担に備えたい」</b> ●3大疾病[がん(悪性新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]で所定の状態に該当されたとき、将来の保険料のお払込みは不要になります。 ・所定の状態とは、以下の①または②の状態をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所定の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① がん(悪性新生物)</td> <td>初めて悪性新生物と診断確定されたとき</td> </tr> <tr> <td>② 心疾患・脳血管疾患</td> <td>心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術<sup>(※1)</sup>または、継続20日以上入院治療を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table> (※1)手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。 ・主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 <b>将来の保険料払込み免除</b>		所定の状態	① がん(悪性新生物)	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	② 心疾患・脳血管疾患	心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術 <sup>(※1)</sup> または、継続20日以上入院治療を受けたとき
	所定の状態						
① がん(悪性新生物)	初めて悪性新生物と診断確定されたとき						
② 心疾患・脳血管疾患	心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術 <sup>(※1)</sup> または、継続20日以上入院治療を受けたとき						
<b>通院特約</b> 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	<b>「入院前後の通院に備えたい」</b> ●主契約の給付対象となる入院の前後に通院されたときに通院給付金をお受取りいただけます。 ●対象となる期間は、入院前60日/退院後180日となりますが、3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]の場合は、入院前60日/退院後730日となります。 ・支払限度日数は1入院30日、通算1,095日となります。 <table border="1"> <tr> <td>Aタイプ</td> <td>日額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ</td> <td>日額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ</td> <td>日額 1,800円</td> </tr> </table>	Aタイプ	日額 6,000円	Bタイプ	日額 3,000円	Cタイプ	日額 1,800円
Aタイプ	日額 6,000円						
Bタイプ	日額 3,000円						
Cタイプ	日額 1,800円						
<b>女性疾病保障特約</b> 初期入院保障特則付加 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	<b>「女性特有の病気や3大疾病を含む特定の病気に手厚く備えたい」</b> ●女性特有の病気や3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]を含む特定の疾病で入院されたとき、主契約の疾病入院給付金と別にこの特約の入院給付金をお受取りいただけます。 ・支払限度日数は1入院60日、通算1,095日となります。 ・3大疾病入院支払日数無制限特約を同時に付加された場合、支払限度日数の型は無制限型となります。 ●この特約の対象となる1日以上9日以内の入院をされたときは、一律10日分の入院給付金をお受取りいただけます[初期入院保障特則]。 ・初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた給付金は重複してお支払いしません。 ●乳房の悪性新生物で乳房を切除し、乳房再建手術を受けられたとき、乳房再建給付金を一時金でお受取りいただけます。 ・支払限度回数は、1乳房につき1回となります。 ・乳房再建給付金は、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 ・乳房再建給付金は、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます)に悪性新生物または上皮内新生物に罹患した場合は、その後新たに悪性新生物に罹患されても乳房再建給付金のお支払いはできません。 <table border="1"> <tr> <td>A・Bタイプ</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ</td> <td>日額 3,000円</td> </tr> </table> 乳房再建給付金 一時金 A・Bタイプ 100万円 Cタイプ 60万円	A・Bタイプ	日額 5,000円	Cタイプ	日額 3,000円		
A・Bタイプ	日額 5,000円						
Cタイプ	日額 3,000円						
<b>先進医療特約</b> 保険期間・保険料払込期間 10年(契約年齢81歳以上の場合は90歳)	<b>「先進医療を受けたときの高額な医療費負担に備えたい」</b> ●公的医療保険制度における先進医療を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料をお受取りいただけます。 ・支払限度額は、通算2,000万円となります。 ・先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。 療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。 <b>技術料の実額を保証</b>						

特則・特約名	保障内容						
<b>重度5疾病・障害・重度介護保障特約</b> 保険期間・保険料払込期間 60歳・65歳・70歳	<b>「就業不能や障害状態・要介護状態になったときに備えたい」</b> ●5疾病[がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全(「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるもの)]で働けなくなった場合や病後やケガで所定の障害状態・要介護状態となった場合に、毎月所定の給付金をお受取りいただけます。 ・お支払事由に該当した場合、その後、定期的にご申告いただくことなく、毎月給付金をお受取りいただけます。 ・保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。 ・主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 ・責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます)に罹患した悪性新生物により就業不能状態になったときは、保険金のお支払いはしません。また、その悪性新生物に罹患した後で新たに罹患した悪性新生物により就業不能状態になったときも、保険金のお支払いはしません。 <b>月額10万円支払期間2年</b>						
<b>がん診断特約</b> 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	<b>「がんと診断された場合の保障を準備したい」</b> ●がん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき、一時金として診断給付金をお受取りいただけます。 ●初めてがんと診断されたときはもちろん、再発・転移しても、新たながんと診断確定されても、2年以上経過していればお受取りいただけます。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回を限度とします。 ・責任開始期は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります(主契約締結の際、この特約を付加した場合)。 <b>一時金50万円</b>						
<b>抗がん剤治療特約</b> 保険期間・保険料払込期間10年(契約年齢81歳以上の場合は90歳)	<b>「長期にわたり高額となりがん剤治療に備えたい」</b> ●がん(悪性新生物・上皮内新生物)の治療を目的として、公的医療保険制度の給付対象となる抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき、受けられた月ごとに治療給付金をお受取りいただけます。 ・支払限度月数は通算60か月となります。 ・責任開始期は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります(主契約締結の際、この特約を付加した場合)。 <b>1か月ごと10万円</b>						
<b>3大疾病入院支払日数無制限特約</b> 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	<b>「3大疾病で入院した場合の保障を入院日数の制限なく準備したい」</b> ●3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]の治療を目的とする入院をされたとき、主契約の支払限度日数を超えた分について、支払日数の制限なく特定疾病入院給付金をお受取りいただけます。 <table border="1"> <tr> <td>Aタイプ</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ</td> <td>日額 3,000円</td> </tr> </table>	Aタイプ	日額 10,000円	Bタイプ	日額 5,000円	Cタイプ	日額 3,000円
Aタイプ	日額 10,000円						
Bタイプ	日額 5,000円						
Cタイプ	日額 3,000円						
<b>特定治療支援特約【I型】<sup>(※2)</sup></b> 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	<b>「長引く生活習慣病の治療に備えたい」</b> ●3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]で治療等を受けられたとき、給付金を疾病の種類ごとに1年に1回、かつ保険期間を通じて最大5回お受取りいただけます。 ・上皮内新生物の支払限度回数は保険期間を通じて1回となります。 ・主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 ・責任開始日からその日を含めて90日を経過する以前(責任開始期前を含みます)にがんを罹患したときは、給付金のお支払いはしません。また、その後新たにがんを罹患されても、給付金のお支払いはしません。 (※2)II型・III型のお取扱いはしていません。 <b>一時金50万円</b> ただし、上皮内新生物は25万円						
<b>特定悪性新生物保険金前払特約</b> 保険期間 主契約と同じ	<b>「死亡保険金をがんの治療に活用したい」</b> ●所定の悪性新生物と診断確定された場合に、ご希望により将来の死亡保険金のお受取りに代えて、特定悪性新生物保険金をお受取りいただけます。 ・所定の悪性新生物は以下のとおりです。 ●悪性新生物の病期分類 <sup>(※3)</sup> によりIII期またはIV期に分類されること ●悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ●他の臓器に転移したこと [標準治療がないか、標準治療が終了した、または標準治療の終了が見込まれる場合を含みます。標準治療の終了とは、医学的に効果が認められない一通りの標準治療をすべて受けたが、効果がなかったことをいいます。] ・指定保険金額は主契約の死亡保険金額内でご指定いただけます。お支払額は次のとおりです。 「主契約の死亡保険金額のうち指定した金額×請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%~99%)」 ・死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合のみ付加されます。 ・この特約を付加する場合、特定疾病保険料払込免除特則を同時に付加します。 ・特約の保険料は不要です。 ・責任開始期は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります(主契約締結の際、この特約を付加した場合)。 (※3)悪性新生物の病期分類とは、国際対がん連合(UICC)が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。 <b>死亡保険金額内でご指定</b>						

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

# 重要事項説明書

重要事項説明書には、  
ご契約前に必ずご確認ください  
大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。  
お申込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。  
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご契約いただいている特約を保険証券にてご確認のうえ、該当部分をご覧くださいますようお願いいたします。

## 契約概要

P.10～P.22

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

メディカルKit NEO (医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))

- 商品の特長・仕組み……………P.10
- 主契約の保障内容…………… P.11～P.12
- 特約の保障内容…………… P.13～P.19
- その他ご確認ください事項…………… P.20～P.22

## 注意喚起情報

P.23～P.31

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。

## その他の重要事項

P.32～P.33

ご契約のお申込みに際して、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について……………P.34

# 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について  
商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1  
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

■ カスタマーセンター  
〈商品についてのご案内〉  
☎ 0120-300-352  
〈上記以外の生命保険全般に関わること〉  
☎ 0120-016-234  
受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## 商品の特長・仕組み

### 1 メディカルKit NEO の特長と仕組み

#### 特長

- 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療の保障を一生確保できます。
- 死亡の保障を終身にわたり確保できます(死亡保険金をお支払いしないタイプもあります)。

#### ご契約例

(計算基準日：2021年2月1日)

ご契約年齢：30歳(男性)  
 入院給付金日額：5,000円  
 入院給付金の支払限度の型：60日型(1入院の支払限度日数:60日)  
 手術給付金：手術の種類により2.5万円、5万円、10万円、20万円  
 放射線治療給付金：5万円  
 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型：Ⅲ型  
 初期入院保障特則付加  
 特定疾病保険料払込免除特則付加  
 月払保険料(口座振替扱)：1,930円(死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約の場合)  
 2,470円(死亡保険金をお支払いするタイプにご契約(死亡保険金の給付倍率:100倍)の場合)

- 主契約・特約の責任開始期については P.25 注意喚起情報「3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します」をご確認ください。

### 2 保険金・給付金のお支払いについて

- 主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。
- 死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合は、被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。なお、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で、被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

# 主契約の保障内容

## 3 主契約の概要、保険金額・給付金額等について

基本保障の死亡保険金は、死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合のみお支払いの対象となります。  
また、特定疾病保険料払込免除特則は、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
疾病入院給付金	病気で所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 1回の入院につき: 60日 保険期間を通じて: 1,095日	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。</li> <li>同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。</li> <li>疾病入院給付金と災害入院給付金のお支払事由が重複する場合、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は重複してお支払いしません。</li> <li>公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。</li> </ul>
災害入院給付金	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 1回の入院につき: 60日 保険期間を通じて: 1,095日		
手術給付金	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき	入院給付金日額 × 給付倍率 <sup>(※)</sup> (※)手術の種類により 5・10・20・40倍 [Ⅲ型]		
放射線治療給付金	病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 給付倍率(10倍) [Ⅲ型]	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません。)</li> <li>お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。</li> <li>放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。</li> <li>公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。</li> </ul>
死亡保険金 (死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合)	死亡したとき	入院給付金日額 × 死亡保険金の給付倍率(100倍)	死亡保険金受取人	—

保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
保険料払込みの免除	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	将来の保険料のお払込みを免除	—	—
初期入院保障特則 <sup>(ご契約に付加した場合)</sup>	疾病入院給付金/災害入院給付金 入院日数が1日以上9日以内の入院をしたとき	前ページの疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払額が下記のとおりとなります。 入院給付金日額 × 10	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>この特則により疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いした場合、その疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。</li> <li>この特則により入院給付金をお支払いした後で、同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院し、入院日数の合計が10日を超えるときは、合計入院日から10日を差し引いて入院給付金をお支払いします<sup>(※)</sup>(同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合のお取扱いも同じです)。 (※)1回の入院についての支払限度日数または保険期間を通じた支払限度日数を限度とします。</li> <li>初期入院保障特則のみの解約はできません。</li> </ul>
特定疾病保険料払込免除特則 <sup>(ご契約に付加した場合)</sup>	上記の「保険料払込みの免除」の「お支払事由の概要」のほか、以下の①または②に該当したとき ①初めて悪性新生物 <sup>(※)</sup> と診断確定されたとき ②心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき (※)上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫等は対象となりません。	将来の保険料のお払込みを免除	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪性新生物による保険料払込みの免除について、次の点にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。</li> <li>■悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。</li> </ul> </li> <li>「所定の手術」とは、手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術をいいます。先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。</li> <li>「継続20日以上入院治療」とは、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院が継続して20日以上であるものをいいます。</li> <li>保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。悪性新生物は「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。</li> <li>公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。</li> <li>特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。</li> </ul>

### 給付倍率と手術の種類について

手術の種類	給付倍率	
① 開頭手術 <sup>(※1)</sup> 、四肢切断術 <sup>(※2)</sup> 、脊髄腫瘍摘出術、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の移植手術 <sup>(※3)</sup>	40倍	
② 開胸・開腹手術 <sup>(※4)</sup>	a. 悪性新生物に対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術	40倍
	b. 上記a.以外の手術	20倍
③ 胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術	20倍	
④ 骨髄等の採取術	10倍	
⑤ 上記①～④に該当しない手術	a. 疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術	10倍
	b. 上記a.以外(外来)の手術	5倍

(※1)穿頭術は含まれません(上記⑤の対象になります)。  
(※2)手指・足指を除きます(上記⑤の対象になります)。  
(※3)日本国内で臓器の移植に関する法律に沿って行われたものに限ります。臓器の提供を受ける患者を対象とし、臓器の提供者は対象となりません。  
(※4)帝王切開術を除きます(上記⑤の対象になります)。また、胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術は含まれません。

# 特約の保障内容

## 4 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について

### 〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

1、2、4～9の特約については、次頁の「**⚠️**ご注意」をあわせてご参照ください。

- 1 3大疾病入院支払日数無制限特約…………… P.14
- 2 通院特約…………… P.15
- 3 先進医療特約…………… P.15
- 4 特定治療支援特約 [I型]…………… P.16
- 5 重度5疾病・障害・重度介護保障特約…………… P.17
- 6 女性疾病保障特約 (初期入院保障特則付加)…………… P.18
- 7 がん診断特約…………… P.18
- 8 抗がん剤治療特約…………… P.19
- 9 特定悪性新生物保険金前払特約…………… P.19

### 〈その他の特約について〉

特約のお取扱いは、募集代理店によって異なり、以下の特約はお取扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
悪性新生物 初回診断特約	初めて悪性新生物と診断確定されたときに診断保険金をお支払いします。
がん通院特約	がんにより入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療のため、入院の前後の所定の期間内に通院したときに通院給付金をお支払いします。
介護保障特約	公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたときや所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたときに介護保険金をお支払いします。
特定損傷 一時金特約	不慮の事故により、事故の日から180日以内に骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたときに特定損傷一時給付金をお支払いします。

\*上記の特約以外でも、募集代理店によっては、一部の特約をお取扱いしないことがあります。  
\*「重要事項説明書」の他の箇所では、上記を除く特約について記載しています。

## ⚠️ ご注意 (お支払いの対象となるがんおよびがんに関する不担保期間について)

がんを保障する特約(がんを含む特定の疾病を保障する特約を含みます)については、次の点に特にご注意ください。

- がんを保障する特約において、お支払いの対象となるがんは下表のとおりです。  
また、特約によっては、がんに関して不担保期間を次のとおり設けているものがあります。

不担保期間とは 「主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで」の期間をいいます。

(○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	お支払いの対象となるがん <sup>(※1)</sup>		不担保期間の取扱い
	悪性新生物	上皮内新生物	
1 3大疾病入院支払日数無制限特約	○	○	不担保期間はありませぬ。
2 通院特約	○	○	
4 特定治療支援特約	○	○	不担保期間終了まで <sup>(※3)</sup> にがん <sup>(※4)</sup> に罹患した場合、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません<sup>(※5)</sup></u> 。 この場合、不担保期間終了後に新たにがん <sup>(※4)</sup> に罹患されても、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u>
5 重度5疾病・障害・重度介護保障特約	○	×	
6 女性疾病保障特約	乳房再建給付金 (乳房のみ)	○	×
	入院給付金	○	○
7 がん診断特約	○	○	不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで <sup>(※3)</sup> にがん <sup>(※4)</sup> と診断確定された場合は、特約は無効となり、 <u>保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u>
8 抗がん剤治療特約	○	○	
9 特定悪性新生物保険金前払特約	○ <sup>(※2)</sup>	×	

- (※1) 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改訂版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりませぬ。  
がんおよびそのお支払いの対象となる疾病について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。
- (※2) 悪性新生物の病期分類によりⅢ期またはⅣ期に分類される場合または再発・転移した場合等に限りませぬ。
- (※3) 責任開始期前を含みます。
- (※4) 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。ただし、重度5疾病・障害・重度介護保障特約、特定悪性新生物保険金前払特約の場合、悪性新生物のみをいいます。
- (※5) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いは不担保期間のお取扱いはありませぬ。

- がんおよびその病期に関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。  
ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

### 〈特約の概要〉

## 1 3大疾病入院支払日数無制限特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
特定疾病入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)により所定の入院をした場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1回の入院についての支払限度日数または保険期間を通じた支払限度日数に達したとき	入院給付金 日額 × $\left( \text{入院日数} - \frac{\text{主契約の疾病入院給付金の支払日数}}{\text{疾病入院給付金の支払日数}} \right)$	被保険者

- 同一の3大疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により、主契約の疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は1回の入院とみなします。

## 2 通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○退院日の翌日からその日を含めて180日以内（入院の原因となった疾病が3大疾病（がん、心疾患（高血圧性心疾患を除く）、脳血管疾患）の場合は730日以内）	<b>通院給付金日額×通院日数</b> 支払限度日数 1回の入院につき:30日 保険期間を通じて:1,095日	被保険者

- 同一の日に2回以上通院した場合や、同一の日に複数の事由で通院した場合は、1回の通院とみなします。
- 入院給付金のお支払いの対象となる日に通院した場合は、通院給付金はお支払いしません。
- 退院日の翌日から180日以内に再入院した場合で、次のいずれかに該当するときは、この特約においては1回の入院とみなし、1回の入院についての支払限度日数を適用します（入院の原因が同一の疾病または傷害であるか否かを問いません）。
  - ・入院の原因がいずれも3大疾病である場合
  - ・入院の原因がいずれも3大疾病以外の疾病または傷害である場合
- 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。
  - ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数が、いずれも保険期間を通じて1,095日に達したとき
  - ・通院給付金の支払日数が、保険期間を通じて1,095日に達したとき

## 3 先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
先進医療給付金	病気やケガにより、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	<b>先進医療にかかわる技術料</b> 支払限度額 保険期間を通じて:2,000万円	被保険者

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。

## 4 特定治療支援特約 [I型]

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	給付割合 I型 <sup>(※1)</sup>
悪性新生物給付金	以下の①または②に該当したとき ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②初めて悪性新生物と診断確定された日の1年後の応当日以後に悪性新生物の <b>手術</b> 、 <b>放射線治療</b> または <b>抗がん剤治療</b> を受けたとき	<b>特定治療支援給付金額</b> × <b>特約の型<sup>(※1)</sup>に応じた給付割合</b>	100%
上皮内新生物給付金	初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	支払限度回数 給付金の種類ごとに: 1年に1回かつ保険期間を通じて5回 (上皮内新生物給付金は1回)	50%
心疾患給付金	心疾患(高血圧性心疾患を除く)を発病したと診断され、 <b>手術</b> または <b>継続20日以上入院治療</b> を受けたとき		100%
脳血管疾患給付金	脳血管疾患を発病したと診断され、 <b>手術</b> または <b>継続20日以上入院治療</b> を受けたとき		100%

(※1)この特約にはI型~III型の3つの型がありますが、I型のみのお取扱いとなります(II型・III型のお取扱いはしていません)。

- 悪性新生物給付金・上皮内新生物給付金には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、**P.14**の「**⚠️ご注意**」をご参照ください。
- 対象となる **手術**・**放射線治療**・**抗がん剤治療**・**継続20日以上入院治療** は、それぞれ次のとおりです。

<b>手術</b>	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植 ・先進医療 <sup>(※2)</sup> に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術
<b>放射線治療</b>	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療 ・先進医療 <sup>(※2)</sup> に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
<b>抗がん剤治療</b>	次のいずれかに該当するものをいいます。 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による治療 ・先進医療 <sup>(※2)</sup> に該当する診療行為のうち、その診療行為に用いられる医療技術が医薬品の使用を伴い、かつ、その医療技術の対象とした疾病に悪性新生物が含まれるもの
<b>継続20日以上入院治療</b>	主契約の疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院が継続して20日以上であるものをいいます。

(※2)先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。

- 同一の日に同一の種類の給付金のお支払事由に2つ以上該当したときは、そのうち1つのお支払事由に対してのみ給付金を支払い、給付金を重複してお支払いしません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- すべての種類の給付金について、給付金の支払限度回数に達した場合、この特約は消滅します。

## 5 重度5疾病・障害・重度介護保障特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
重度5疾病・障害・重度介護保険金	以下の①～③のいずれかに該当したとき ①5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全 <sup>(※1)</sup> )による <b>就業不能状態</b> が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガにより、以下のいずれかの障害状態に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に認定されたこと(精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます) ・ <b>生活障害状態</b> に該当したこと ③病気やケガによる <b>要介護状態</b> が180日を超えて継続したと診断されたとき	以下のいずれかをご選択いただけます。 <sup>(※2)</sup> (1)月払給付 <b>特約給付金月額</b> 給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします (2)一時支払 <b>特約保険金額</b>	被保険者

(※1)「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

(※2)保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

■ この特約には、悪性新生物による就業不能状態に関して90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.14の「**△ご注意**」をご参照ください。

■ 対象となる **就業不能状態**・**生活障害状態**・**要介護状態** は、それぞれ次のとおりです。

就業不能状態	次のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や、5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ○5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ○5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態
生活障害状態	国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として東京海上日動あんしん生命が定めるものをいいます。 ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。詳細は、特約条項の別表をご確認ください。
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

■ この特約の保険金のお支払事由に該当し、保険金をお支払いする場合(保険金の月払給付・一時支払を問いません)、その後新たにこの特約の保険金のお支払事由に該当しても、保険金を重複してお支払いしません。

■ 一時支払の場合にお支払いする特約保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となりますので、一般に保険金の月払給付を行う場合の受取総額を下まわります。

■ この特約の給付にかかわる国民年金法その他の関連する法令等の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

■ 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。

- ・月払給付の場合:給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき
- ・一時支払の場合:保険金をお支払いしたとき

## 6 女性疾病保障特約(初期入院保障特則付加)

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等	受取人
入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)を含む特定の病気で所定の入院をしたとき	<b>この特約の入院給付金日額</b> × <b>入院日数</b> (注)ただし、1日以上9日以内の入院をしたときは、上記にかかわらず <b>入院給付金日額×10</b> となります(初期入院保障特則)。 支払限度日数 主契約と同じ ただし、3大疾病入院支払日数無制限特約を同時に付加する場合は入院給付金の支払限度の型は無制限型をご選択いただくこととなり、支払限度日数はありません。	被保険者
乳房再建給付金	乳房の悪性新生物で乳房を切除し、所定の乳房再建手術を受けたとき	<b>この特約の入院給付金日額</b> × <b>乳房再建給付金倍率(200倍)</b> 支払限度回数 1乳房につき:1回	被保険者

■ この特約の乳房再建給付金には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.14の「**△ご注意**」をご参照ください。

■ 1日以上9日以内の入院に対してこの特約の入院給付金が支払われたときは、その入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。

■ 次の条件のすべてを満たした場合、この特約は消滅します(ただし、無制限型の場合を除きます)。

- ・入院給付金の支払日数が保険期間を通じて1,095日に達したこと
- ・乳房再建給付金が2回支払われたこと

■ 入院給付金のお支払いの対象となる特定の病気について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

## 7 がん診断特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
診断給付金	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	<b>診断給付金額</b> 支払限度回数 2年に1回 ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回	被保険者

■ この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、P.14の「**△ご注意**」をご参照ください。

■ 2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。

## 8 抗がん剤治療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
治療給付金	以下のすべてを満たす入院または通院をしたとき ○がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院 ○公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院	(お支払事由に該当した月ごとに) <b>治療給付金額</b> 支払限度月数 保険期間を通じて60か月	被保険者

- この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となるがんおよび不担保期間についての詳細は、P.14の「⚠️ご注意」をご参照ください。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により治療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 治療給付金の支払月数が保険期間を通じて60か月に達した場合、この特約は消滅します。

## 9 特定悪性新生物保険金前払特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
特定悪性新生物保険金	悪性新生物について、以下の①～③のいずれかに該当したと診断確定されたとき ①悪性新生物の病期分類 <sup>(※1)</sup> によりⅢ期またはⅣ期に分類されること ②悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ③他の臓器に転移したこと (標準治療がないか、標準治療が終了 <sup>(※2)</sup> し、または標準治療の終了 <sup>(※2)</sup> が見込まれる場合を含みます。)	<b>主契約の死亡保険金額<sup>(※3)</sup>のうち指定した金額(指定保険金額)</b> × <b>請求日における被保険者の年齢・性別等に依じた給付割合</b>	被保険者

(※1)「悪性新生物の病期分類」とは、国際対がん連合(UICC)が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。  
(※2)「標準治療の終了」とは、医学的に効果が認められる一通りの標準治療をすべて受けたが、効果がなかったことをいいます。  
(※3)主契約の入院給付金日額に死亡保険金の給付倍率(100倍)を乗じた額をいいます。

- この特約には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.14の「⚠️ご注意」をご参照ください。
- 主契約の死亡保険金額の全部または所定の範囲でその一部を指定保険金額として指定することができます。
- 特定悪性新生物保険金をお支払いした場合、主契約の死亡保険金の給付倍率は、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、請求日にさかのぼって減じられます。
- 特定悪性新生物保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。ただし、主契約の死亡保険金額の一部を指定した場合、お支払事由に該当する悪性新生物の治療が行われている間は、指定保険金額を増額できます。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により特定悪性新生物保険金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、特定悪性新生物保険金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。
  - ・特定悪性新生物保険金をお支払いしたことにより、主契約の死亡保険金の給付倍率が0倍となったとき
  - ・主契約の死亡保険金を請求する権利に質権が設定されたとき

## 5 その他ご確認いただきたい事項

### 5 お取扱いについて

契約年齢	給付金額										
	主契約										
0～85歳 <sup>(※1)</sup>	入院給付金日額		死亡保険金(お支払いするタイプの場合)		初期入院保障特則		特定疾病保険料払込免除特則				
		(Aタイプ) 10,000円	(Bタイプ) 5,000円	(Cタイプ) 3,000円 <sup>(※2)</sup>	(Aタイプ) 100万円	(Bタイプ) 50万円	(Cタイプ) 30万円	(Aタイプ) 10万円	(Bタイプ) 5万円	(Cタイプ) 3万円	将来の保険料の払込み免除
特約											
	通院特約	女性疾病保障特約		先進医療特約	重度5疾病・障害・重度介護保障特約	がん診断特約	抗がん剤治療特約	3大疾病入院支払日数無制限特約	特定治療支援特約【I型】	特定悪性新生物保険金前払特約	
	通院給付金日額	入院給付金日額	初期入院保障特則	乳房再建給付金額	先進医療給付金	給付金月額	診断給付金額	治療給付金月額	特定疾病入院給付金日額	特定治療支援に関する給付金	特定悪性新生物保険金
	(Aタイプ) 6,000円 (Bタイプ) 3,000円 (Cタイプ) 1,800円	(A・Bタイプ) 5,000円 (Cタイプ) 3,000円	(A・Bタイプ) 5万円 (Cタイプ) 3万円	(A・Bタイプ) 100万円 (Cタイプ) 60万円	先進医療にかかわる技術料	10万円	50万円	10万円	(Aタイプ) 10,000円 (Bタイプ) 5,000円 (Cタイプ) 3,000円	一時金50万円 ただし、上皮内新生物に対する給付金は25万円	主契約の死亡保険金額のうち指定した金額(指定保険金額)請求日における被保険者の年齢・性別等に依じた給付割合

(※1) 契約年齢が0～5歳の入院給付金日額はBタイプのみのお取扱いとなります。女性疾病保障特約は、ご契約年齢が6歳以上のお取扱いとなります。重度5疾病・障害・重度介護保障特約はご契約年齢が15～60歳のお取扱いとなります。

(※2) 契約年齢が60歳以上で、かつ保険期間・払込期間が終身の場合のみのお取扱いとなります。

- 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型はⅢ型となり、手術の種類に応じて所定の金額をお支払いします。放射線治療給付金は主契約の入院給付金日額の10倍となります。また、入院給付金の支払限度の型は60日型です。
- 死亡保険金の給付倍率は、100倍(死亡保険金をお支払いするタイプのご契約)または0倍(お支払いしないタイプのご契約)となります。
- 保険期間は終身となります。ただし、先進医療特約・抗がん剤治療特約の保険期間は10年(契約年齢が81歳以上の場合は90歳満了)となります。また、重度5疾病・障害・重度介護保障特約の保険期間は60歳満了・65歳満了・70歳満了のいずれかとなります。
- 先進医療特約は、1契約限りのお申込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含まれます)。
- 告知書でお申込みいただけますので、お申込み時に医師の診査は不要です。  
(\*) 特約を付加する場合や他にご契約がある場合は、告知書でお申込みいただけないことがあります。
- 他にご契約がある場合や職業による制限がある場合等、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取扱いをいたします。
- 募集代理店等によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。

## 6 保険料のお払込みについて

払込期間	終身、60歳満了 <sup>(※1)</sup> 、65歳満了 <sup>(※1)</sup>	先進医療特約・抗がん剤治療特約は10年(契約年齢が81歳以上の場合は90歳満了)。 重度5疾病・障害・重度介護保障特約は60歳満了・65歳満了・70歳満了(ただし主契約の払込期間が60歳満了・65歳満了の場合は主契約と同一とします)。
払込方法	月払、年払	
払込経路	口座振替扱、クレジットカード払扱、団体扱	

(※1)払込期間は10年以上となります。

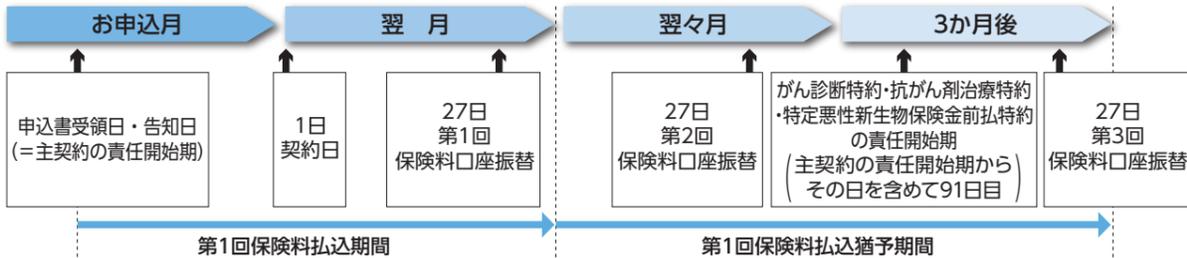
■責任開始期に関する特約(申込書受領日<sup>(※2)</sup>と告知日のいずれか遅い時から責任を開始する特約です)を付加して、第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合の取扱いは次のとおりです。

(※2)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

### 〈第1回保険料の払込期間および払込猶予期間〉

- ・払込期間(保険料をお払込みいただく期間):主契約の責任開始日からその翌月末日まで
- ・払込猶予期間:払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

「責任開始期に関する特約」の付加による口座振替について(月払の例)



### 〈ご請求が間に合わなかった場合や残高不足等で口座振替できなかった場合〉

月払	主契約の責任開始期の属する月の翌々月27日に2か月分の保険料を口座へ請求します。
年払	主契約の責任開始期の属する月の翌々月27日に保険料を口座へ再請求します。

責任開始期の属する月の翌々月の請求が振替不能となった場合は、請求月の翌月に保険料お払込みのご案内(コンビニ払込票)をご契約者宛に送付しますので、保険料払込猶予期間内にお払込みください(月払契約の場合は3か月分の保険料をお払込みください)。

### 〈払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合〉

ご契約は無効となります(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります)。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金のお支払いはありません。また、ご契約の復活のお取扱いはありません。

- 契約日は、月払の場合は主契約の責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店等によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。

## 7 解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則は保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金はまったくないか、あってもお払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。

## 8 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)

先進医療特約、抗がん剤治療特約について、特約の保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、次のとおり自動的に特約が更新されます。

- 保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- 更新後の特約の保険期間は、10年とします(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
- 特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払額、支払月数等を通算して適用します。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります)。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

## 9 契約者配当について

この保険の主契約および特約は、契約者配当金はありません。

## 10 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

## 11 ご留意いただきたい点について

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。
- 保障内容が同じ場合、一般に保険料払込期間が長いご契約より短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
- 超保険<sup>(※)</sup>のお取扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。  
(※)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。

# 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 1 クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料相当額の領収日(第1回保険料相当額をクレジットカードによりお払込みいただく場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、**書面により**クーリング・オフができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「**ご契約のお申込日**」から、その日を含めて**8日以内**であれば、クーリング・オフができます。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合、既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)、債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

### 〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じます。必ず**郵便にて**下記住所宛にお申し出ください。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号  
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

#### 【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込者(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③住所 東京都××区〇〇〇〇

④電話番号 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*

⑤証券番号 xxxxxxxxxxxx

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 ○○銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇

□座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください)

お申込者(ご契約者)  
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料  
をお払込みいただいた  
場合のみ、ご記入く  
ださい。またご契約者  
本人名義の口座に限り  
ます。

### 〈クーリング・オフに関するご注意〉

- 東京海上日動あんしん生命はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

## 2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

### 傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(給付金の削減、特定疾病・部位の不担保、特定障害不担保等)でお引受けすることや、お断りすることもあります。**お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申込みいただく場合とお引受条件が異なる場合があります。
- 東京海上日動あんしん生命では、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した下記の商品販売しています。この商品は、他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。  
・医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)

告知の内容が事実と相違する場合、**ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。**

### 〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内(がん診断特約、抗がん剤治療特約および特定悪性新生物保険金前払特約は責任開始期前を含みます)であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

### 〈保険金・給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません**(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。  
(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

### 〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

### ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

### 3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します

- お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受けすることを決定)した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、責任開始期は以下のようになります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
②クレジットカードによりお払込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
③口座振替によりお払込みされる場合 (「責任開始期に関する特約」を付加する場合)	「申込書受領日」(*)または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時

(※1)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合の第1回保険料の払込期間および払込猶予期間については、**P.21** 契約概要「**6** 保険料のお払込みについて」をご覧ください。
- 特約・特則によっては、**主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、約款所定の疾病に関し、一定の不担保期間(※2)が設定されるものがあります。**詳しくは、**P.12** の「特定疾病保険料払込免除特則」欄・**P.14** の「**⚠**ご注意」をご覧ください。  
(※2)不担保期間終了までに約款所定の疾病に罹患した場合は保障の対象となりません。
- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

### 4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払込みください

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には保険料の自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 主契約の保険料払込期間満了後に特約保険料のみをお払込みいただくときは、払込猶予期間内に特約保険料のお払込みがないと、**特約は解約されたものとし、特約の復活は請求できません。**

### 5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合  
(例：ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により給付金の支払事由に該当したとき  
責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき  
ご契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院給付金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合  
(例：保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき  
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- がん診断特約、抗がん剤治療特約および特定悪性新生物保険金前払特約については、責任開始期の前日までにがん(※)と診断確定されていた場合(その特約が無効となります)  
(※)がん診断特約および抗がん剤治療特約の場合は、悪性新生物または上皮内新生物をいいます。特定悪性新生物保険金前払特約の場合は、悪性新生物のみをいいます。

### 6 解約の際にはご注意ください

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- **保険料払込期間中の解約返戻金はありません。**
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則のみの解約はできません。
- 死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、解約返戻金の額は、死亡保険金部分を含めて上記のとおりです。詳しくは、**P.31** 注意喚起情報「**12** 死亡保険金をお支払いするタイプのご契約に際してご注意いただきたいこと」をご参照ください。

## 7 生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 8 ご契約の乗換えはお客さまにとって 不利益になることがあります

保険契約の乗換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
  - 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
  - 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。  
(\*)告知義務についての詳細は [P.24](#) **②** 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してくださいをご参照ください。
  - 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
  - 新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
  - 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

## 9 税務のお取扱いについて

- お払込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
- 入院給付金等をお受取りになる場合  
保険金・給付金等は、被保険者、その配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取人のときは税金がかかりません。
- 死亡保険金をお受取りになる場合

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) <sup>(※)</sup>
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(※)2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課されます。  
(2020年10月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

## 10 保険金・給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命  
保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理してご請求いただくことができます。代理請求できる方に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者をご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。また、重度5疾病・障害・重度介護保障特約については、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただくことができます。
- 指定代理請求人は、保険金・給付金等のご請求時に、次のいずれかに該当することが必要です。
  - ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
  - ・ 被保険者の直系血族
  - ・ 被保険者の3親等内の親族
  - ・ 被保険者と同居または生計を一にする方
  - ・ 契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

## 11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みのお手続きに関しては、取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命  
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命  
お客様相談コーナー

 0120-630-077

受付時間 平日 9:00～17:00  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人生命保険協会  
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 12 死亡保険金をお支払いするタイプのご契約に際してご注意いただきたいこと

- この保険の死亡保険金は、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより<sup>(※1)</sup>、一般的な死亡保険より割安な保険料で、終身の死亡保障をご提供するものです。

(※1)保険料払込期間満了後の解約返戻金は、死亡保険金部分を含めて、入院給付金日額の10倍です。

- 死亡保険金部分を解約返戻金のある東京海上日動あんしん生命の死亡保険(終身保険)と比較すると次のとおりです。

### 【共通契約条件】

計算基準日:2021年2月1日

30歳男性、保険期間・保険料払込期間:終身、死亡保険金額:500万円、保険料払込方法:月払(口座振替)

### 【メディカルKit NEO契約条件】

入院給付金日額:10,000円、入院給付金の支払限度の型:60日型

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型

特定疾病保険料払込免除特則付加

保険種類	メディカルKit NEO 死亡保険金部分			(ご参考) <sup>(※2)</sup> 終身保険		
	月払保険料	4,500円		8,655円		
経過年数	払込保険料 合計額 (①)	解約 返戻金 (②)	返戻率 (②÷①)	払込保険料 合計額 (①)	解約 返戻金 (②)	返戻率 (②÷①)
1年	54,000円	0円	0.0%	103,860円	0円	0.0%
5年	270,000円	0円	0.0%	519,300円	237,500円	45.7%
10年	540,000円	0円	0.0%	1,038,600円	820,000円	78.9%
20年	1,080,000円	0円	0.0%	2,077,200円	1,661,000円	79.9%
30年	1,620,000円	0円	0.0%	3,115,800円	2,499,000円	80.2%

\*払込保険料合計額・解約返戻金は、各年度の末日までの保険料が全額払い込まれた場合の値を表示しています。

(※2)(ご参考)の終身保険は、募集代理店によってはお取り扱いしないことがあります。

- このため、この保険の死亡保険金には、**解約返戻金を活用した資産形成機能はなく、将来、ご契約内容を見直す場合等でも解約返戻金を活用することはできません。**未成年のお客様を被保険者とする場合は、ご契約に際して特にご注意ください。

(注)ご契約にあたっては、保険料だけでなく、保険の内容のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保険の内容については、契約概要等において全般的にご確認ください。

## その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申込みください。

### 個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社<sup>(※)</sup>は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること
- ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、

**当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)**をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、**ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。**また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

#### 〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要範囲内で、保険金・給付金の請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払いに関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

**当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)**掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

## 契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社<sup>(※)</sup>、全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断あるいは保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、東京海上日動あんしん生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

(※) 詳細は一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

## 支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等<sup>(※)</sup>とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等<sup>(※)</sup>の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。



## Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

### Web約款の特長

- ・ 「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・ パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・ 読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

### Web約款の閲覧方法

#### STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/bank/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

\*東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

#### STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

▶ **お申込みをご検討中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

▶ **ご契約中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」<sup>(※)</sup>を選択してください。

(※)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご留意事項〉

- ・ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- ・ 「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命  
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)